

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条第二項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品の種類等の一部を改正する件（案） 新旧対照条文

○ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条第二項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品の種類等（昭和四十五年厚生省告示第三百六十六号）（抄）  
（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>かぜ薬</p> <p>かぜ症候群に対して用いることを目的として調製された内服用薬剤であつて、錠剤、カプセル剤、丸剤、顆粒剤、散剤及びシロップ剤の剤形のもの（医師が患者に施用し、又は処方することを目的とするもの及び徐放性製剤を除く。）をいう。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 有効成分等の配合割合</p> <p>(1) 別表第一のIのA項又はB項に掲げる有効成分は含有されなければならない。ただし、生薬のみからなる製剤については、それらに代えて別表第一のVのW項に掲げるジリユウが含有されなければならない。</p> <p>(2) 別表第一のIのA項に掲げる有効成分の配合は、三種までとする。</p> <p>(3) 別表第一のIのB項に掲げる有効成分は、同表のIのA項又</p>	<p>かぜ薬</p> <p>かぜ症候群に対して用いることを目的として調製された内服用薬剤であつて、錠剤、カプセル剤、丸剤、顆粒剤、細粒剤、散剤及びシロップ剤の剤形のもの（医師が患者に施用し、又は処方することを目的とするもの及び徐放性製剤を除く。）をいう。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 有効成分等の配合割合</p> <p>(1) 別表第一のIに掲げる有効成分は含有されなければならない。ただし、生薬のみからなる製剤については、それらに代えて別表第一のVのM項に掲げるジリユウが含有されなければならない。</p> <p>(2) 別表第一のIに掲げる有効成分の配合は、三種までとする。</p> <p>(新設)</p>

はC項に掲げる有効成分と同時に配合してはならない。また、別表第一のIIのH項、M項、N項若しくは同表のVのT項、U項に掲げる有効成分若しくはW項に掲げるジリユウ又は別表第一の二に掲げる漢方処方と同時に配合してはならない。

(4) 別表第一のIのC項に掲げる有効成分は、同表のIのA項に掲げるアセトアミノフェンと同時に配合しなければならず、その他IのA項又はB項に掲げる有効成分と同時に配合してはならない。

(5) 別表第一のIのC項に掲げる有効成分を配合する場合は、同表のIIのF項、H項、K項からM項まで若しくは同表のVのT項、U項に掲げる有効成分若しくはW項に掲げるジリユウ又は別表第一の二に掲げる漢方処方と同時に配合してはならない。

(6) 別表第一のIIのD項からF項まで、G項及びH項、I項、J項、K項からM項まで、O項、P項又はQ項に掲げる有効成分の配合は、各区分ごとにそれぞれ一種とする。ただし、別表第一のIIのL項及びM項に掲げる有効成分は同時に配合することができる。

(7) 別表第一のIIのE項に掲げる有効成分を配合する場合は、同表のVのU項に掲げる有効成分又は別表第一の二に掲げる漢方処方と同時に配合してはならない。

(8) 別表第一のIIのF項に掲げる有効成分を配合する場合は、同表のIのC項若しくは同表のVのU項に掲げる有効成分又は別

(新設)

(新設)

(3) 別表第一のIIに掲げる有効成分の配合は、各区分ごとにそれぞれ一種とする。

(新設)

(新設)

表第一の二に掲げる漢方処方と同時に配合してはならない。

(9) 別表第一のⅡのH項に掲げる有効成分を配合する場合は、同

表のⅠのB項、C項若しくは同表のⅡのⅠ項、O項、P項若しくは同表のⅤのT項、U項、Ⅴ項に掲げる有効成分又は別表第一の二に掲げる葛根湯加桔梗くわくわいとうと同時に配合してはならない。

(10) 別表第一のⅡのL項に掲げる有効成分を配合する場合は、同表のⅠのC項若しくは同表のⅡのO項若しくは同表のⅤのT項、U項に掲げる有効成分又は別表第一の二に掲げる漢方処方と同時に配合してはならない。

(11) 別表第一のⅡのM項に掲げる有効成分を配合する場合は、同表のⅠのB項、C項若しくは同表のⅡのO項若しくは同表のⅤのT項、U項に掲げる有効成分又は別表第一の二に掲げる漢方処方と同時に配合してはならない。

(12) 別表第一のⅡのN項に掲げる有効成分を配合する場合は、同表のⅠのB項若しくは同表のⅡのO項に掲げる有効成分又は別表第一の二に掲げる漢方処方と同時に配合してはならない。

(13) 別表第一のⅡのO項に掲げる有効成分は、同表のⅡのD項からF項までに掲げる有効成分を含有する製剤にのみ配合することができ。

(14) 別表第一のⅡのO項に掲げる有効成分を配合する場合は、同表のⅡのH項、L項、M項、N項若しくは同表のⅤのT項、U項に掲げる有効成分又は別表第一の二に掲げる漢方処方と同時

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

に配合してはならない。

(15) 別表第一のIIのP項に掲げる有効成分を配合する場合は、同表のIIのH項若しくは同表のVのT項、U項に掲げる有効成分又は別表第一の二に掲げる漢方処方と同時に配合してはならない。

(16) 別表第一のIIのP項に掲げるグリチルリチン酸及びその塩類は、同表のVのV項に掲げるカンゾウと配合してはならない。

(17) (18) (略)

(19) 葛根湯、葛根湯加桔梗、小青竜湯又は麻黄湯は、別表第一のIIのJ項に掲げる有効成分と配合してはならない。

### 3 有効成分等の分量

(1) 各有効成分の一日最大分量は、別表第一の有効成分名の欄に掲げる有効成分ごとに同表の一日最大分量欄に掲げる量（シロップ剤にあつては、その量の三分の一の量）とする。この場合において、同表のIのA項に掲げる有効成分を二種以上配合する場合は、当該有効成分ごとに配合する分量をそれぞれの一日最大分量（シロップ剤にあつては、その量の三分の一の量）で除して得た数値の和が一を超えてはならない。

(2) (3) (略)

### 4 効能及び効果

かぜの諸症状（鼻水、鼻づまり、くしゃみ、のどの痛み、せき、たん、悪寒（発熱によるさむけ）、発熱、頭痛、関節の痛み、

（新設）

（新設）

(4) (5) (略)

(6) 葛根湯、小青竜湯又は麻黄湯は、別表第一のIIのE項に掲げる有効成分と配合してはならない。

### 3 有効成分等の分量

(1) 各有効成分の一日最大分量は、別表第一の有効成分名の欄に掲げる有効成分ごとに同表の一日最大分量欄に掲げる量（シロップ剤にあつては、その量の三分の一の量）とする。この場合において、同表のIに掲げる有効成分を二種以上配合する場合は、当該有効成分ごとに配合する分量をそれぞれの一日最大分量（シロップ剤にあつては、その量の三分の一の量）で除して得た数値の和が一を超えてはならない。

(2) (3) (略)

### 4 効能及び効果

かぜの諸症状（鼻水、鼻づまり、くしゃみ、のどの痛み、せき、たん、悪寒、発熱、頭痛、関節の痛み、筋肉の痛み）の全部又

筋肉の痛み)の全部又は一部の緩和を図るものでなければならぬ。

#### 解熱鎮痛薬

鎮痛又は解熱を目的として調製された内服用薬剤であつて、錠剤、カプセル剤、丸剤、顆粒剤又は散剤の剤形のもの(医師が患者に施用し、又は処方することを目的とするもの及び徐放性製剤を除く。)をいう。

#### 1 (略)

#### 2 有効成分の配合割合

有効成分の配合割合は、次に定めるところによる。

ア 別表第二のI(D項を除く。)に掲げる有効成分は含有されなければならない。

イ 別表第二のIのA項又はB項に掲げる有効成分の配合は、三種までとする。

ウ 別表第二のIのC項に掲げる有効成分は、同表のIのA項又はB項に掲げる有効成分と同時に配合してはならない。ただし、アセトアミノフェン又はエテンザミドと同時に配合する場合は、別表第三の二のとおりとする。

エ 別表第二のIのC項に掲げる有効成分は、単味又はアセトアミノフェン若しくはエテンザミドと同時に配合する場合は、同表のIIからIVまで又は同表のVのK項若しくはL項に掲

は一部の緩和を図るものでなければならない。

#### 解熱鎮痛薬

鎮痛又は解熱を目的として調製された内服用薬剤であつて、錠剤、カプセル剤、丸剤、顆粒剤、細粒剤又は散剤の剤型のもの(医師が患者に施用し、又は処方することを目的とするもの及び徐放性製剤を除く。)をいう。

#### 1 (略)

#### 2 有効成分の配合割合

有効成分の配合割合は、次に定めるところによる。

ア 別表第二のIに掲げる有効成分は含有されなければならない。

イ 別表第二のIに掲げる有効成分の配合は、三種までとする。

(新設)

(新設)

げる有効成分と同時に配合することができる。ただし、別表第二のⅠのC項に掲げる一回最大分量の有効成分は、同表に掲げる他の有効成分と配合してはならない。

オ 別表第二のⅠのD項に掲げる有効成分は、アセトアミノフエン、エテンザミド又は同表のⅠのC項に掲げる有効成分のいずれかとのみ同時に配合されなければならない。かつ、別表第三の三のとおりとする。

カ 別表第二のⅠのD項に掲げる有効成分は、アセトアミノフエン、エテンザミド又は同表のⅠのC項に掲げる有効成分のいずれかと同時に配合する場合は、同表のⅡのE項若しくはG項又は同表のⅢ又は同表のⅣ又は同表のⅤのK項若しくはL項に掲げる有効成分を配合することができる。

キ 別表第二のⅡ（F項を除く。）に掲げる有効成分の配合は、同表のⅡの各項ごとにそれぞれ一種とする。

### 3 有効成分の分量

(1) 有効成分の分量は、次に定めるところによる。

ア (略)

イ 別表第二のⅠのA項又はB項に掲げる有効成分を二種以上配合する場合は、当該有効成分ごとに配合する一日分の分量をそれぞれの一日最大分量で除して得た数値の和が別表第三に定める係数をこえてはならない。

(2) 別表第二のⅠのA項又はB項の同一項内の有効成分を二種以

(新設)

(新設)

ウ 別表第二のⅡに掲げる有効成分の配合は、各項ごとにそれぞれ一種とする。

### 3 有効成分の分量

(1) 有効成分の分量は、次に定めるところによる。

ア (略)

イ 別表第二のⅠに掲げる有効成分を二種以上配合する場合は、当該有効成分ごとに配合する一日分の分量をそれぞれの一日最大分量で除して得た数値の和が別表第三に定める係数をこえてはならない。

(2) 別表第二のⅠの同一項内の有効成分を二種以上配合する場合

上配合する場合は、(1)の規定の例によるほか、当該同一項内の有効成分ごとに配合する一日分の分量をそれぞれの一日最大分量で除して得た数値の和が一をこえてはならない。

#### 4 効能及び効果

効能及び効果は、次に掲げる範囲とする。

ア 頭痛、歯痛、拔牙後の疼痛、咽喉痛（のどの痛み）、耳痛、関節痛、神経痛、腰痛、筋肉痛、肩こり痛、打撲痛、骨折痛、ねんざにともなう痛み（ねんざ痛）、月経痛（生理痛）又は外傷痛の鎮痛

イ 悪寒（発熱によるさむけ）又は発熱時の解熱

#### 瀉下薬（略）

#### 鎮咳去痰薬

鎮咳又は去痰を目的として調製された内服用薬剤であつて、カプセル剤、顆粒剤、丸剤、散剤、錠剤、経口液剤（エリキシル剤を除く。）、シロップ剤、トローチ剤又はドロップ剤（有効成分に白糖、水飴などを加え、一定の形状に製したもので、口中で徐々に溶解させ、又は崩壊させて用いる製剤をいう。）の剤形のもの（医師が患者に施用し、又は処方することを目的とするもの、漢方処方に基づく製剤、生薬のみからなる製剤及び徐放性製剤を

は、(1)の規定の例によるほか、当該同一項内の有効成分ごとに配合する一日分の分量をそれぞれの一日最大分量で除して得た数値の和が一をこえてはならない。

#### 4 効能及び効果

効能及び効果は、次に掲げる範囲とする。

ア 頭痛、歯痛、拔牙後の疼痛、咽喉痛、耳痛、関節痛、神経痛、腰痛、筋肉痛、肩こり痛、打撲痛、骨折痛、ねんざ痛、月経痛（生理痛）又は外傷痛の鎮痛

イ 悪寒又は発熱時の解熱

#### 瀉下薬（略）

#### 鎮咳去痰薬

鎮咳又は去痰を目的として調製された内服用薬剤（トローチ剤を含む。）であつて、カプセル剤、顆粒剤、丸剤、細粒剤、散剤、錠剤、内用液剤（エリキシル剤及び酒精剤を除く。）、トローチ剤又はドロップ剤（有効成分に白糖、水飴などを加え、一定の形状に製したもので、口中で徐々に溶解させ、又は崩壊させて用いる製剤をいう。）の剤型のもの（医師が患者に施用し、又は処方することを目的とするもの、漢方処方に基づく製剤、生薬のみ

除く。)をいう。

1 (略)

2 有効成分の配合割合

(1) 別表第五の I の A 項及び B 項、C 項、D 項、F 項、G 項から I 項まで、J 項、K 項及び L 項、M 項、N 項に掲げる有効成分の配合は、各区分ごとにそれぞれ一種(同表の I の H 項及び I 項に掲げる有効成分のみを同時に配合した場合を除く。)とする。ただし、トローチ剤及びドロップ剤に配合できる有効成分は、別表第六に掲げるものに限る。

(2) 別表第五の I の A 項、B 項、C 項、D 項又は同表の III の P 項若しくは Q 項に掲げる有効成分はいずれか一種含有されなければならない。ただし、別表第五の I の H 項及び I 項に掲げる有効成分のみを同時に配合した場合を除く。

(3) 別表第五の I の B 項に掲げる有効成分は、同表の I の D 項から F 項まで又は同表の III の P 項から R 項までに掲げる有効成分と配合してはならない。

(4) 別表第五の I の E 項に掲げる有効成分は、同表の I の B 項、F 項又は同表の III の P 項若しくは Q 項に掲げる有効成分と配合してはならない。

(5) 別表第五の I の H 項又は I 項に掲げる有効成分は、同表の I の F 項又は同表の III の P 項若しくは Q 項に掲げる有効成分と配合してはならない。

からなる製剤及び徐放性製剤を除く。)をいう。

1 (略)

2 有効成分の配合割合

(1) 別表第五の I に掲げる有効成分の配合は、各項ごとにそれぞれ一種とする。ただし、トローチ剤に配合できる有効成分は、別表第六に掲げるものに限る。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)



(6) 別表第五のIのL項に掲げる有効成分は、同表のIのF項又は同表のIIIのQ項に掲げる有効成分と配合してはならない。

(7) 別表第五のIのM項に掲げる有効成分は、同表のIのA項、B項、K項又はL項に掲げる有効成分を含有しない製剤に配合してはならない。

(8) 別表第五のIのN項に掲げる有効成分は、トローチ剤及びドロップ剤以外のものに配合してはならない。

(9) 別表第五のIIIのP項に掲げる有効成分は、同表のIのC項又はF項に掲げる有効成分と配合してはならない。

3 有効成分の分量

(1) 各有効成分の一回最大分量及び一日最大分量は、別表第五の有効成分名の欄に掲げる有効成分ごとにそれぞれ同表の一回最大分量欄及び一日最大分量欄に掲げる量とする。ただし、経口液剤（エリキシル剤を除く。）又はシロップ剤の一回最大分量は、同表の有効成分名の欄に掲げる有効成分ごとにそれぞれ同表の一日最大分量欄に掲げる量の六分の一の量とする。

(2) 別表第五のIのC項に掲げる有効成分及びF項に掲げる有効成分とともに配合する場合又は同表のIIIのP項、Q項若しくはR項に掲げる有効成分を二種以上配合する場合は、当該有効成分ごとに配合する一日分の分量をそれぞれの一日最大分量で除して得た数値の和が一を超えてはならない。

(3) 経口液剤（エリキシル剤を除く。）又はシロップ剤の直接の

（新設）

(2) 別表第五のH項に掲げる有効成分は、同表のA項又はG項に掲げる有効成分を含有しない製剤に配合してはならない。

(3) 別表第五のI項に掲げる有効成分は、トローチ剤以外のものに配合してはならない。

(4) 別表第五のK項に掲げる有効成分は、同表のB項又はD項に掲げる有効成分と配合してはならない。

3 有効成分の分量

(1) 各有効成分の一回最大分量及び一日最大分量は、別表第五の有効成分名の欄に掲げる有効成分ごとにそれぞれ同表の一回最大分量欄及び一日最大分量欄に掲げる量とする。ただし、内用液剤の一回最大分量は、同表の有効成分名の欄に掲げる有効成分ごとにそれぞれ同表の一日最大分量欄に掲げる量の六分の一の量とする。

(2) 別表第五のIのB項に掲げる有効成分及びD項に掲げる有効成分とともに配合する場合又は同表のIIIのK項、L項若しくはM項に掲げる有効成分を二種以上配合する場合は、当該有効成分ごとに配合する一日分の分量をそれぞれの一日最大分量で除して得た数値の和が一を超えてはならない。

(3) 内用液剤の直接の容器の各有効成分の最大分量は、(1)に掲げ

容器の各有効成分の最大分量は、(1)に掲げる一日最大分量のそれぞれ四倍を超えてはならない。

4 効能及び効果

効能及び効果は、次に掲げる範囲とする。

ア せき、喘鳴(ぜーぜー、ひゅーひゅー)をともなうせき又は痰

イ (略)

ウ のどの痛みをともなうせき・痰

エ 痰、痰のからむせき

鎮量薬(うん)く鼻炎用点鼻薬 (略)

鼻炎用内服薬

鼻炎症状の緩和を目的として調製された内服用薬剤であつて、カプセル剤、顆粒剤、丸剤、散剤、錠剤、錠剤、経口液剤(エリキシル剤を除く。)又はシロップ剤の剤形のもの(医師が患者に施用し、又は処方することを目的とするもの、漢方処方に基づく製剤、生薬のみからなる製剤及び徐放性製剤を除く。)をいう。

1 (略)

2 有効成分等の配合割合

(1) (略)

(2) 別表第十四の I、II の D 項、III、IV 又は V に掲げる有効成分

る一日最大分量のそれぞれ四倍を超えてはならない。

4 効能及び効果

効能及び効果は、次に掲げる範囲とする。

ア せき、ぜん息又は痰

イ (略)

(新設)

(新設)

鎮量薬(うん)く鼻炎用点鼻薬 (略)

鼻炎用内服薬

鼻炎症状の緩和を目的として調製された内服用薬剤であつて、カプセル剤、顆粒剤、丸剤、散剤、錠剤又は内用液剤(エリキシル剤及び酒精剤を除く。)の剤型のもの(医師が患者に施用し、又は処方することを目的とするもの、漢方処方に基づく製剤、生薬のみからなる製剤及び徐放性製剤を除く。)をいう。

1 (略)

2 有効成分等の配合割合

(1) (略)

(2) 別表第十四の I、II の C 項、III、IV 又は V に掲げる有効成分

は、各区分からそれぞれ二種以上配合してはならない。

- (3) 別表第十四のIのB項に掲げる有効成分を配合する場合は、  
経口液剤又はシロップ剤以外のものに限り、かつ、同表のVIに  
掲げる有効成分と配合してはならない。

- (4) 別表第十四のIIのC項に掲げる有効成分の配合は、二種までとする。ただし、dl―塩酸メチルエフェドリン及びl―塩酸メチルエフェドリン又は塩酸プソイドエフェドリン及び硫酸プソイドエフェドリンは、それぞれ同時に配合してはならない。

3 有効成分等の分量

- (1) 各有効成分の一日最大分量は、別表第十四の有効成分名の欄に掲げる有効成分ごとにそれぞれ同表の一日最大分量欄に掲げる量とする。ただし、同表のIIのC項に掲げる有効成分とVに掲げる有効成分を同時に配合する場合には、同表のVに掲げる有効成分の一日最大分量は、各有効成分ごとにそれぞれ同表の一日最大分量欄に掲げる量の二分の一の量とする。

- (2) (略)

- (3) 各有効成分の一回最大分量は、別表第十四の有効成分名の欄に掲げる有効成分ごとにそれぞれ同表の一日最大分量欄に掲げる量の三分の一の量とする。ただし、経口液剤又はシロップ剤の一回最大分量は、同表の有効成分名の欄に掲げる有効成分ごとにそれぞれ同表の一日最大分量欄に掲げる量の六分の一の量

は、各区分からそれぞれ二種以上配合してはならない。

(新設)

- (3) 別表第十四のIIのB項に掲げる有効成分の配合は、二種までとする。ただし、dl―塩酸メチルエフェドリン及びl―塩酸メチルエフェドリン又は塩酸プソイドエフェドリン及び硫酸プソイドエフェドリンは、それぞれ同時に配合してはならない。

3 有効成分等の分量

- (1) 各有効成分の一日最大分量は、別表第十四の有効成分名の欄に掲げる有効成分ごとにそれぞれ同表の一日最大分量欄に掲げる量とする。ただし、同表のIIのB項に掲げる有効成分とVに掲げる有効成分を同時に配合する場合には、同表のVに掲げる有効成分の一日最大分量は、各有効成分ごとにそれぞれ同表の一日最大分量欄に掲げる量の二分の一の量とする。

- (2) (略)

- (3) 各有効成分の一回最大分量は、別表第十四の有効成分名の欄に掲げる有効成分ごとにそれぞれ同表の一日最大分量欄に掲げる量の三分の一の量とする。ただし、内用液剤の一回最大分量は、同表の有効成分名の欄に掲げる有効成分ごとにそれぞれ同表の一日最大分量欄に掲げる量の六分の一の量とする。

とする。

(4) (略)

(5) 別表第十四のIのB項に掲げる有効成分の一日量は、〇・〇

〇四gに限る。

(6) |  
(7) |

4 (略)

胃腸薬くみずむし・たむし用薬 (略)

別表第一

区分		II						I			
J項	I項	H項	G項	F項	E項	D項	C項	B項	A項	有効成分名	一日最大分量 (g)
(略)	(略)	ジメモルファンリン酸塩	(略)	メキタジン	クレマスチンフマル酸塩	(略)	インプロピルアンチピリン	イブプロフェン	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	〇・〇三	(略)	〇・〇〇四	〇・〇〇一	(略)	〇・三	〇・四五	(略)	(略)	(略)

(4) (略)

(新設)

(5) |  
(6) |

4 (略)

胃腸薬くみずむし・たむし用薬 (略)

別表第一

区分		II						I			
E項	D項		C項			B項			A項	有効成分名	一日最大分量 (g)
(略)	(略)	(新設)	(略)	(新設)	(新設)	(略)	(新設)	(新設)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(新設)	(略)	(新設)	(新設)	(略)	(新設)	(新設)	(略)	(略)	(略)



W項	V項
(略)	(略)
(略)	(略)

(注)

1| クレマスチンフマル酸塩の一日最大分量は、クレマスチンに  
換算した量である。

2| グリチルリチン酸及びその塩類の一日最大分量は、グリチル  
リチン酸に換算した量である。

3| 4| (略)

別表第一の二

漢方処方名	一日最大分量 (g)
葛根湯	エキスの場合 二五・〇
葛根湯加桔梗	エキスの場合 二九・〇
桂枝湯	エキスの場合 一五・〇
香蘇散	エキスの場合 一一・〇
	粉末の場合 六・〇
柴胡桂枝湯	エキスの場合 二四・〇
小柴胡湯	エキスの場合 二四・〇
小青竜湯	エキスの場合 二四・〇
麦門冬湯	エキスの場合 三〇・〇
半夏厚朴湯	エキスの場合 一六・〇
麻黄湯	エキスの場合 一三・〇

M項	L項
(略)	(略)
(略)	(略)

(注)

(新設)

(新設)

1| 2| (略)

別表第一の二

漢方処方名	一日最大分量 (g)
葛根湯	エキスの場合 二五・〇
(新設)	(新設)
桂枝湯	エキスの場合 一五・〇
香蘇散	エキスの場合 一一・〇
	粉末の場合 六・〇
柴胡桂枝湯	エキスの場合 二四・〇
小柴胡湯	エキスの場合 二四・〇
小青竜湯	エキスの場合 二四・〇
麦門冬湯	エキスの場合 三〇・〇
半夏厚朴湯	エキスの場合 一六・〇
麻黄湯	エキスの場合 一三・〇

別表第一の三

漢方処方名	葛根湯	葛根湯加 桔梗 <small>ききょう</small>
	構成生薬及び構成比率	
オウゴン カツコン カンゾウ キキヨウ キヨウニン ケイヒ コウブシ ゴミン サイコ サイシン シヤクヤク シヨウキヨウ ソヨウ タイソウ チンピ ニンジン バクモン ハンゲ ブクリョウ マオウ	8 2  3     3 1 4   4	<u>8</u> <u>2</u> <u>4</u>  <u>3</u>    <u>3</u> <u>1</u> <u>4</u>   <u>4</u>

別表第二

D項	C項	B項	I	区分
			A項	
イソプロピルアンチピリン	イブプロフェン	(略)	(略)	有効成分名
○・一五	○・二	(略)	(略)	一回最大分量 (g)
○・四五	○・四五	(略)	(略) 五	一日最大分量 (g)

別表第一の三

漢方処方名	葛根湯	(略)
	構成生薬及び構成比率	
オウゴン カツコン カンゾウ (新設) キヨウニン ケイヒ コウブシ ゴミン サイコ サイシン シヤクヤク シヨウキヨウ ソヨウ タイソウ チンピ ニンジン バクモン ハンゲ ブクリョウ マオウ	8 2  3     3 1 4   4	(略) (新設)

別表第二

(新設)	(新設)	B項	I	区分
			A項	
(新設)	(新設)	(略)	(略)	有効成分名
(新設)	(新設)	(略)	(略)	一回最大分量 (g)
(新設)	(新設)	(略)	(略) 五	一日最大分量 (g)

V			IV	III	II		
L項	K項	J項	I項	H項	G項	F項	E項
(略)	(略)	(略)	グリシン (略)	(略)	(略)	ト ラ ネ キ サ ム 酸	(略)
/	/	/	/	/	(略)	〇・二五	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	〇・七五	(略)

別表第三 (略)

有効成分名		イブプロフェン
アセトアミノフェン	〇・一九五	〇・四五
エテンザミド	〇・二五二	〇・四三二
	〇・三九	〇・三九

別表第三の二

(注) 各成分の配合量は、一日量 (g) である。

V			IV	III	II	
I項	H項	G項	F項	E項	D項	C項
(略)	(略)	(略)	ア ミ ノ 酢 酸 (略)	(略)	(略)	(略)
/	/	/	/	/	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第三 (略)

(新設)





III				II									
S項	R項	Q項	P項	O項	N項	M項	L項	K項	J項	I項	H項	G項	F項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略) グリシン	(略)	(略)	クレマステチンフマル酸塩	(略)	(略)	L-カルボシステイン	ブロムヘキシン塩酸塩	(略)	(略)
/	/	/	/	/	(略)	(略)	三四	〇・〇〇〇三	(略)	〇・二五	〇・〇〇四	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	/	(略)	〇・〇〇一	(略)	(略)	〇・七五	〇・〇一二	(略)	(略)

(注)

1| クレマステチンフマル酸塩の一回最大分量及び一日最大分量は、  
、クレマステチンに換算した量である。

2| 水酸化アルミニウムゲルの一日最大分量は、乾燥水酸化アル

III				II									
N項	M項	L項	K項	J項	I項	H項	設	G項	F項	設	E項	D項	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略) アミノ酢酸	(略)	(略)	(新設)	(略)	(略)	(新設)	(略)	(略)	
/	/	/	/	/	(略)	(略)	(新設)	(略)	(略)	(新設)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	/	(略)	(新設)	(略)	(略)	(新設)	(略)	(略)	

(注)

(新設)

1| 水酸化アルミニウムゲルの一日最大分量は、乾燥水酸化アル

ミニウムゲルに換算した量である。

3| エキスの場合の量は、原生薬に換算した量である。

別表第六く別表第十三 (略)

別表第十四

VI	V	IV		III	II		I		区分	有効成分名	一日最大分量 (g)
		G項	F項		D項	C項	B項	A項			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)		(略)
										メキタジン	○・○○○四

別表第十五く別表第十八 (略)

ミニウムゲルに換算した量である。

2| エキスの場合の量は、原生薬に換算した量である。

別表第六く別表第十三 (略)

別表第十四

VI	V	IV		III	II		I		区分	有効成分名	一日最大分量 (g)
		G項	F項		D項	C項	B項	A項			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)		(略)
										(新設)	(新設)

別表第十五く別表第十八 (略)